

【第1回久留米市三潞総合福祉センター指定管理者候補者選定委員会 会議録】

○日 時 令和6年5月29日（水）10:00～11:50

○場 所 久留米市役所301会議室

○出席者 濱崎裕子委員、坂口さおり委員、野口明仁委員、平井洋一委員、
溝江久美子委員、平尾光位委員（6名全員出席）

○開催形態 非公開

議事及び議決の状況

1. 資料確認・開会
2. 委嘱状等交付
3. 健康福祉部 野口次長挨拶
4. 委員紹介
5. 委員長および副委員長の選出
ー委員長に野口委員、副委員長に濱崎委員を選出ー
6. 選定委員会の運営について
ー事務局より「選定委員会に関する定めについて」「選定委員会運営要領」を説明ー
《委員より質問・意見なし》
7. 選定委員会審議スケジュールについて
ー事務局より「選定委員会審議スケジュールについて」を説明ー
《委員より質問・意見なし》
8. 管理運営業務仕様書について
ー事務局より「久留米市三潞総合福祉センター管理運営業務仕様書」別冊2を説明ー
委員： P8の「15 送迎車の運行」について、それに係る経費と利用状況を教えてほしい。
事務局： 利用実績については、別冊1 資料5-1に、運行日数と利用者数を掲載している。経費については、令和4年度は、年間約50万円となっている。
委員： 利用者は令和元年度から減っているが、経費と効果について福祉目的ということでやり方があるのではないか。
事務局： 運行ルートや回数については各年度で見直しを行っており、指定管理者に効果的に提案をしていただいているが、利用者の利便性の向上を目的としているので、そのような効率的な視点で提案内容を協議していくと思う。
委員： 同じような施設は市内にもあると思うが、無料送迎を行っているところは他にあるのか。
事務局： 所管施設としては、田主丸の老人福祉センターは無料送迎を行っている。また、長門石の総合福祉会館もバスの運行を行っている。

委員長： 健康福祉部の 3 施設については、ルートの違いなどがあり、運行の形態については施設の地域性を踏まえて行っている。

委 員： 田主丸の利用者数が分かれば教えてほしい。

事務局： 令和 3 年度に運行の見直しを行っており、年間利用者数は 3,000 人程度で毎日運行している。参考として、久留米市三潴総合福祉センターは、主にコミュニティセンターを曜日でルートを変えながら運行している。1 日の平均乗車人数は、田主丸が 11 人、三潴が 2 人となっている。

委 員： 利用者側からすると新型コロナウイルス感染症の影響で活動参加者が減っており、新しい元気な方の活動参加者が少なくなっている。

委 員： 今回の業務仕様書と前回の業務仕様書での変更点を教えてほしい。

事務局： ・「6 関係法令等の遵守」の⑤において、前回は、『久留米市個人情報保護条例』としていたものを、『個人情報の保護に関する法律』に変更した。
・「14 事業の実施等」において、施設利用 PR のための啓発事業や、隣接する「水沼の里 2000 年記念の森」との一体的な利用を促進するなどを追加した。
・「16 食堂に関する業務」において、(3)『利用者のニーズに応じたメニューの開発・提供をすること』を追加した。
・「19 防災・緊急対応」において、(5)『災害等の緊急事態発生時には、市の求めに応じて施設を開放すること』を追加した。
・「21 広報」において SNS 等を活用し効果的な広報活動を行うことを追加した。
・「36 障害者差別の禁止」において、久留米市の新たな条例制定に基づき、「久留米市障害を理由とする差別をなくす条例を遵守するとともに」という文言を追加した。
・「46 適格請求書（インボイス）の発行事業者の登録」において、新たにインボイス制度について追加した。

委 員： 「14 事業の実施等」で、隣接の公園との一体的な利用とあるが、公園の管理者を教えてほしい。

事務局： 所管は、三潴総合支所の環境建設課で、シルバー人材センターへ管理を委託している。

委 員： 実際の利用は、ソフトの連携が大事だが、ソフトの運用について指定管理者と話し合いの場を持つことが可能なのか。

事務局： 市の公園の管理は指定管理制度を導入している。三潴町内の公園についてはまだ指定管理者制度を導入していないが、今後導入が検討されていると聞いており、話し合いが進んでいくと思う。

事務局： 例えば、みずま祭りの行事を行う際は市民福祉課と指定管理者で連携を取っており、今後も情報の共有の機会は持てると思う。

委 員： 連携を促進する仕組みがなければ、指定管理者はやり難いと思うので、仕組みを行政で作ってもらいたい。利用者目線で公園を一体的に利用できればよい。

委 員： 「１９ 防災」について、（４）に災害時の避難場所に指定してあるが、豪雨災害時に避難所として利用されたか教えてほしい。

事務局： 市の福祉避難所として指定されていて、校区の指定避難所にはなっていないが、開設の可能性はあると思う。

委 員： 身近なところにあると利用しやすいので、機能すればよいと思う。

９．議題

－事務局より「（１）募集要項（案）について」及び「（２）選定要領（案）について」を一括して議題とし説明－

委 員： 次の指定管理者に新たに期待していることや強化を求めたいことがあったら教えてほしい。

事務局： 公園との一体的利用ということで、公園利用者が多いことから、その方に施設を利用していただけるようソフト面を含めた企画事業として提案してもらいたい。

委 員： 利用者のターゲットについて、シニア世代が多いが、若い世代にも利用してもらいたいと考えているのか。

事務局： 多世代化をしている総合福祉施設センターとして、学習室としての利用、子育て世代にも自主事業としてベビーマッサージ等の事業を実施しており、多世代として利用できる提案をしてもらいたい。

委 員： 募集要項（様式集）の第３号様式の「２ 福祉センターの効果の最大化について」の（１）の設問で、イベントだけやれば良いと思われぬように、日常的に利用者を取り込む記載内容にされた方が良いと思う。

事務局： （２）の「福祉センターの利用促進を図るため、どのような目標を設定し、どのような方策を考えていますか。」の後に、「日頃からの取り組みも含めて考え方をお聞かせください。」という記載で追記したい。

委 員： また、（２）に「子どもも含めて」という表現を入れたほうが良いのでは。

事務局： 条例の設置目的に市民の福祉の増進及び福祉意識の高揚とある。（２）「福祉センターの利用促進を図るため」を、「福祉センターの子どもから高齢者の全ての市民の方の利用促進を図るために」と修正したい。

委 員： 日常的な取り組みが重要なので、イベントではなく気軽に施設を利用できるように日常的な利用を強調してほしい。

委 員： 別紙１の審査表２の④で、利用者の要望を把握することは大切だと思うが今はどのようにして要望の把握をされているのか。

事務局： 年４回モニタリングで利用者アンケートを実施している。

委 員： アンケート結果を運営に効果的に反映・活用することを徹底すると良い。

事務局： モニタリングも含めて、例えばバスの利用者、地域の団体へのアンケートなどの提案を評価したい。

委 員： 募集要項（様式集）の第３号様式の「３ 管理運営に係る経費の縮減について」の（１）第３号様式「事業運営計画書」が「管理運営業務計画書」の誤りではないか。

事務局： 委員のご指摘のとおり訂正したい。

委 員： 募集要項（様式集）の第 3 号様式の「5 地域経済の活性化について」の（2）久留米市内の企業等の積極的な活用、企業や産業界への働きかけとあるが、書き難いのではないか。

事務局： 「久留米市内の企業等の積極的な活用や連携した取り組みなど」に表現を修正したい。

委 員： 経費について、募集要項に 5 年間の限度額を記載してあるが、現在の金額と今後 5 年間の金額を算出した根拠を教えてください。

事務局： 現在の限度額は 173,875 千円、次期指定管理料は 181,177 千円（正しくは 181,770 千円）となっている。近年の物価高騰分を加味して年間 146 万円（正しくは 158 万円）ほど増加している。

委 員： 想定を超えた光熱水費の上昇があった場合、指定管理料を変更するような制度はあるか。

事務局： 仕様書 96 ページのリスク分担表に、著しい物価変動が発生した際は、高騰した経費の負担等について市と指定管理者で協議する旨を明記させていた。その様な際には、指定管理者と市で協議することとなる。

委 員： 著しい物価変動とはどのような時か。

委員長： 募集要項にも記載があるが、指定管理という制度上、申請者が提案してきた金額で管理してもらい、経費を節減した場合は収益に、逆に増大したら損失となると書いている。そのリスクを含めて提案いただくこととなる。著しいの判断は、協議になると考える。

委 員： 光熱水費の物価高騰分を限度額に加味したことは分かった。人件費はどうか。

事務局： 人件費については、加味していない。

委員長： 指定管理者がどのような人員配置にするか、賃金形態にするかは、申請者が限度額の範囲内で検討するもの。施設の利用料収入を上げれば、収入も増やすことができる。

委 員： 資料別紙 2 の項目 3 に、「管理運営に係る経費の縮減が図られていること」とあるが、人件費の縮減は難しいと思う。人が削減されて、サービスが低下するのは良くないと思う。この項目 3 の経費の縮減は現実的ではない気がするが。

事務局： 管理に関する経費の縮減については、全体的な施設の収支として経費の縮減ができればと考えている。送迎バスの運行や入浴施設の運営の方法などの工夫など、経費を縮減する提案をいただければと考えている。

委 員： 縮減となると減額することを意味すると思う。縮減との表現は強いと思う。

事務局： 資料別紙 2 の項目 3 に、「管理運営に係る経費の縮減が図られていること」を、募集要項等の審査項目も合わせて「効率的な管理運営が図られているものであること」に変更する案でいかがか。

委 員： 了承。

委 員： 令和 3 年度に指定管理者が、雇用調整助成金を受けているようだが、他に何

か助成金等を受けていることはあるか。

委員長： 令和３年度コロナで施設を休館した際に、指定管理料の返還を求めた。休館中、職員に業務が無かったため、この時のみ雇用調整助成金を受けた。

委員： 審査表の配点に評価不可とあるが、どのような時評価不可に値するか。

委員： その項目に関することが記載されていない、項目に関してふれていない等が該当する。

委員長： 一次審査は、申請金額や欠格条項等に問題が無いかという点を判断するのか。

事務局： その通りである。

委員： 現状の施設のまゝ、次期指定管理に出すのか。

事務局： その通りである。

委員： カラオケ等の取り組みが以前、実施されていた。そのような提案が出てくるともあるか。

事務局： 申請者が企画事業等を出してくる可能性はあるかもしれない。

委員長： いくつか修正箇所がありましたので確認する。

①別冊１管理運営業務計画書の「２．福祉センターの効用の最大化について」の（２）を「子どもから高齢者までの全ての市民の方の福祉センターの利用促進を図るため、どのような目標を設定し、どのような方策を考えていますか。日常的な取り組みも含めて具体的にご記入ください。」に変更

②別冊１管理運営業務計画書の「３．管理運営に係る経費の縮減について」を「３．効率的な管理運営について」に変更

③別冊１管理運営業務計画書の「３．効率的な管理運営について」の（１）、（２）中、第３号様式の名称を募集要項に合わせて「事業運営計画書」に変更

④別冊１管理運営業務計画書の５．地域経済の活性化についての（２）「久留米市内の企業等の積極的な活用、企業や産業界への働きかけ」を「久留米市内の企業等の積極的な活用や連携した取り組み」に変更

⑤別紙１審査表、別紙２の「３．管理運営に係る経費の縮減が図られているものであること」を、「３．効率的な管理運営が図られているものであること」に変更

委員長： この修正を加え、募集要項（案）・選定要領（案）について、了承してほしいか。

《全委員了承》

委員長： 募集要項（案）・選定要領（案）において、今後、誤字・脱字等あった場合は、重大な事項を除いては、委員長と事務局で調整したいが、よろしいか。

《全委員了承》

10 その他

(1) 第2回、第3回選定委員会の日程について

－事務局より、第2回を9月9日（火）14時から、第3回を10月9日（水）14時から開催したい旨を説明－

閉会